

## 中小企業向け温室効果ガス排出削減目標（S B T）認定支援事業補助金交付要綱

### （通則）

第1条 中小企業向け温室効果ガス排出削減目標（S B T）認定支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和41年規則第22号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### （交付の目的）

第2条 補助金は、宇都宮市（以下「市」という。）の中小企業等の脱炭素化を促進するため、中小企業等による温室効果ガス排出量削減目標（S B T）認定に関する費用に対し、補助金を交付することで、認定を取得した中小企業等が脱炭素経営のトップランナーとして「脱炭素社会」を牽引することにより、事業者による脱炭素の取組を市全体に波及させることを目的とする。

### （用語の定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。
- （2）GHGプロトコル オープンで包括的なプロセスを通じて、その利用の促進を図ることを目的に策定された、国際的に認められた温室効果ガス排出量の算定と報告の基準
- （3）S B T（Science Based Targets, 科学的知見と整合した目標） パリ協定（世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする）が求める水準と整合した、5年～15年先を目標として企業が設定する、温室効果ガス排出削減目標をいう。
- （4）S B T i（科学に基づく目標設定イニシアチブ） 企業に対し、どれだけの量の温室効果ガスをいつまでに削減しなければいけないのか、科学的知見と整合した目標を設定することを支援・認定している、世界自然保護基金（WWF）、カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト（Carbon Disclosure Project, C D P）、世界資源研究所（W R I）、国連グローバル・コンパクトの4者からなる共同組織をいう。
- （5）中小企業者等 次に掲げる事項のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に準じ、別表1に規定する会社及び個人
  - イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号から第9号までに規定する団体
  - ウ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する法人
  - エ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する法人
  - オ 国立大学法人、公立大学法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人
  - カ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人であって、中小企業基本法第2条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下のもの

- キ 特別法の規定に基づき設立された協同組合等
  - ク 青色申告を行っている個人事業主
  - ケ その他、宇都宮市長（以下「市長」という。）が適当であると認める者
- (6) 事業所 市内に所在する工場又は事務所その他の事業場をいう。
- (7) 受託者 この補助金の申請者である中小企業者等が、温室効果ガス排出量削減目標設定等を行うにあたり、外部委託費用を支払う相手先の事業者

(交付対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、別表2のいずれの要件にも適合する者であって、次の各号に掲げる全ての要件に適合する者でなければならない。

- (1) 市税の滞納がないこと。
- (2) 「宇都宮市暴力団排除条例」（平成23年宇都宮市条例第37号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。また、法人にあつては、役員のうち暴力団員に該当する者がいないこと。
- (3) 公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められること。

(補助対象事業の要件)

第5条 補助対象事業は、別表3に定める要件の全てに適合するものとする。

(補助対象経費及び補助率)

第6条 この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。

- (1) 別表第4の2に掲げる補助対象経費として市が承認した額に、別表第4の1に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。
  - (2) (1)により算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 2 補助対象経費として市長が認める範囲は、交付決定日から補助金交付申請年度の末日までの範囲で要した経費とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、別表5に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- 2 補助金交付申請の方法は、持参又は郵送（書留等配達記録が確認できるものに限る。）とする。
- 3 補助金の交付の申請については、同一事業者につき同一年度内に一回限りとする。
- 4 第1項の補助金交付申請書等の提出期限は、市長が別に定める日までとする。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書を受領したときは、その内容を審査し、補助金交付の要件に適合すると認められるときは、交付の決定をするものとする。

- 2 規則第6条の規定に基づく補助金等交付決定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。
- 3 補助金を交付しないときの不交付決定通知書の様式は、様式第5号のとおりとする。

4 補助金交付申請者及びその受託者は、市長が補助金交付の決定にあたり、報告を求め、又は現地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。

(事業の着手)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条に規定する決定後に事業の着手（外部委託等により事業を実施する場合は、受託者との契約締結を、外部委託等によらない場合は、中小企業版S B Tの認定基準に相当する中長期の温室効果ガス削減目標の設定、削減目標達成に向けた中長期的な方向性及び削減計画の策定の開始を指すものとする。）をしなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、別表6および別表7に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

2 実績報告書の提出期限は、別表8に掲げる補助対象事業の完了日から起算して30日以内又は補助金交付申請年度の末日（土日祝日の場合には、その前日）、市長が別に定める日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書等の審査を実施し、補助金の交付要件に合致すると認めたときは、速やかに交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し、様式第8号により、通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、様式第9号により、補助金の交付を請求するものとする。

2 前項の補助金請求書の提出期限は、市長が別に定める日までとする。

3 市長は、第1項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付の条件)

第13条 規則第5条第2項の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 交付要綱第4条、第5条に定める要件に適合するもの。

(2) 補助対象事業が交付要綱第10条第2項に定める予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに、市長に報告してその指示を受けること。

(3) 補助事業者及びその受託者は、市長が補助金の交付義務の適正かつ円滑な運営を図るために、報告を求め、又は現地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。

(変更の承認)

第14条 補助事業者は、補助対象事業の内容の変更について市長の承認を受けようとするときは、事業変更承認申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

- 2 変更を承認するときの通知書の様式は、様式第11号のとおりとする。
- 3 変更を承認しないときの通知書の様式は、様式第12号のとおりとする。

(廃止の承認)

第15条 補助事業者は、補助対象事業の廃止又は中止について市長の承認を受けようとするときは、事業廃止（中止）承認申請書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

- 2 廃止又は中止を承認するときの通知書の様式は、様式第14号のとおりとする。
- 3 廃止又は中止を承認しないときの通知書の様式は、様式第15号のとおりとする。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、交付対象者が次のいずれかに該当したと認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により、またはこの要綱の規定に反して補助金の交付の決定を受けたとき
- (2) 補助金の交付の決定内容、これに付した条件、この要綱若しくは法令に違反し、又はこれらに基づく市長の請求に応じなかったとき
- (3) 補助事業完了後、市長が別に定める日までに中小企業向けS B T認定の取得に至らなかったとき

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定による取り消しをしたときは、補助事業者に通知するものとし、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定による処分に関し、市長の命令があったときは、市長の定める期日までに、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(その他)

第18条 中小企業向け温室効果ガス排出削減目標（S B T）認定支援事業（以下「本事業」という。）の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

制定文（令和5年7月5日告示第232号）

この要綱は、令和5年7月5日から適用する。

別表1 中小企業の要件（第3条関係）

業種	資本金基準	従業員基準
	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員
①製造業，建設業，運輸業，その他（ゴム製品製造業除く。）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③小売業	5千万円以下	50人以下
④サービス業（以下を除く）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

※資本金基準又は従業員基準のどちらか一方を満たせば中小企業者とする。

別表2 交付対象者の要件（第4条関係）

項目	内容
補助金の交付対象者の要件	<p>中小企業向けS B T認定基準に相当する温室効果ガス排出削減目標を設定するもので、以下のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 市内に本社または主たる事業所を有する中小企業者等</p> <p>(2) 事業活動全体に係る従業員が500人未満であること</p> <p>(3) 企業情報及び個人情報等については、本事業の遂行に必要とされる範囲に限り、宇都宮市が使用することに同意すること</p> <p>(4) 本事業の交付対象者として企業名が公表されること。また、本事業により得られた成果等について、宇都宮市ホームページ等への掲載に同意すること</p>

別表3 補助対象事業の要件（第5条関係）

要件
<p>(1) 温室効果ガス排出量の現状把握は、GHGプロトコルに基づくものであること</p> <p>(2) 中小企業向けS B Tの認定基準に相当する中長期の温室効果ガス削減目標の設定，削減目標達成に向けた中長期的な方向性及び削減計画の策定を行うこと</p> <p>(3) 補助対象事業の完了後，中小企業向けS B T認定を取得すること</p>

別表4 補助率・補助対象経費等（第6条関係）

1 補助率

補助率
<p>1 / 2</p> <p>市が承認した補助対象経費に、2分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が100万円を超えた場合は、100万円を上限とする。</p>

2 補助対象経費（第6条関係）

区分	概要
業務費	外注費，共同実施費，その他必要な経費で市が承認した経費
外注費	当該業務を外部に委託した場合に要した費用
共同実施費	事業を共同実施する副（共同）実施機関の経費（アドバイザー契約等により、自社への外部人材の派遣や助言等を受ける場合の費用）
人件費	副実施機関のS B T認定の取得に向けた直接作業時間に対して支払われる経費
通信交通費	副実施機関の鉄道，船舶，航空機，車賃，日当，宿泊料等の旅費交通費，郵便や宅配便に要した料金等の通信費用
印刷製本費	副実施機関の会議用の資料等，本事業の実施に必要な報告書の印刷製本代
認定取得費用	中小企業向けS B T認定の取得に際し要する申請費用（原則として，令和四年十二月二十七日付，財務省告示第三百三十三号による外国貨幣換算率により，一ドルにつき一三七円として算定する）

3 補助対象外の経費

- (1) 交付決定日から補助金交付申請年度の末日までの期間以外に発生した経費
- (2) 本事業に直接関連のない経費
- (3) 事務所の家賃など事業実施主体の経常的な運営経費
- (4) 本事業の実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- (5) 本事業への交付申請手続きに係る経費
- (6) 振込手数料

別表5 提出書類（第7条関係）

番号	提出書類		申請者	受託者
1	交付申請書	様式第1号	○	
2	事業計画書	様式第2号	○	
	経費内訳	様式第2号別紙		
3	誓約書	様式第3号	○	
	役員氏名等一覧表	様式第3号別紙		
4	見積書 ※経費の内訳や明細が項目ごとに示されたもの	添付資料1	○	
5	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※ ※発行日より6か月以内のもの	添付資料2	○	○
6	中小企業であることが確認できる書類※ ※添付資料2で確認できる場合は不要	添付資料3	△	
7	定款又は規約	添付資料4	○	
8	会社案内又はそれに類するもの	添付資料5	○	○
9	事業計画書又はそれに類するもの	添付資料6	○	
10	その他市長が必要と認める書類		○	○

※外部委託等により事業を行う場合、受託者欄に○が記載されている上記書類も併せて提出するものとする。

別表6 提出書類（第10条関係）

番号	提出書類	申請者	受託者
1	実績報告書	様式第6号	○
2	事業実績書	様式第7号	○
	経費所要額精算調書	様式第7号別紙	
3	業務委託契約書等の写し ※注文書及び注文請書でも可	添付資料1	○
4	経費の明細書及びその根拠資料の写し	添付資料2	○
5	領収書の写し ※収入印紙が貼られ消印されたもの	添付資料3	○
6	中小企業向けSBT認定を申請したことが分かる書類の写し ※SBTiに認定申請した際の目標設定レター及びSBTi SME 契約条件への署名の写し	添付資料4	○
7	中小企業向けSBT認定の取得を証する書類の写し ※SBTiからの受付完了メールの写し等	添付資料5	○
8	中小企業版SBTの認定基準に相当する中長期の温室効果ガス削減目標の設定、削減目標達成に向けた中長期的な方向性及び削減計画の内容について記載した報告書 ※様式等は任意	添付資料6	○
9	その他市長が必要と認める書類		○

※外部委託等により事業を行う場合、受託者欄に○が記載されている上記書類も併せて提出するものとする。

別表7 提出書類（第10条関係）

区分	添付書類
外注費	ア 業務委託契約書等の写し
	イ 領収書等の写し
共同実施費	ア 契約書等の写し
	イ 領収書等の写し



別表 8 事業完了日及び提出書類（第 10 条関係）

事業完了日	事業完了日の確認資料
<p><b>【外部委託等により事業を行う場合】</b>            受託者より報告書等を受領して検収を行い，業務委託に係る費用の支払いを済ませた日（支払いを証する書類の支払い日，あるいは領収書の発行日）または中小企業向け S B T 認定の申請日のうちいずれか遅い日。</p> <p><b>【外部委託等によらず事業を行う場合】</b>            中小企業向け S B T 認定の申請日</p>	<p><b>【外部委託等により事業を行う場合】</b>            領収書等の写し，中小企業向け S B T 認定申請を行ったことを証する書類（S B T i からの申請受付を示すメール等）</p> <p><b>【外部委託等によらず事業を行う場合】</b>            中小企業向け S B T 認定申請を行ったことを証する書類（S B T i からの申請受付を示すメール等）</p>